

村県民税の申告及び納税につきまして、日頃からご協力いただき感謝申し上げます

★申告に必要なもの★

◎税務署からのハガキ(昨年確定申告した方のみ)

◎昨年中の収入等が確認ができる書類

営業・農業の方→収入と経費がわかる帳簿や領収書等

※混雑解消のため、収入と経費はご自身で年間の総額の計算をお願いします。

給与・年金の方→源泉徴収票(職場や年金機構から)

その他の収入の方→収入と経費がわかる書類等

◎生命保険料、地震保険料、社会保険料、医療費、寄付金等の領収書など

※医療費の領収書は、支払金額の合計を事前に計算しておいて下さい。また保険などで補填される金額の確認もお願いします。

◎申告者と扶養する方のマイナンバーが分かるもの ※マイナンバーカード・通知カード・個人番号記載の住民票等



※営業・事業に関連するコロナ対策支援金・協力金等は、申告する必要がありますので、支払通知書や通帳など金額が分かるものの持参もお願いします。

税務係からのお願い

会場の混雑緩和のために、営業や農業などの個人事業主の方はできるだけ収入や経費などを項目ごとにまとめていただき、申告当日に資料と一緒にご持参いただきます様、ご協力をお願いします。

給与収入のみの方、スマホで申告してみませんか？

2カ所からの給与等で申告が必要な方は、待ち時間が不要のスマホで申告をお願いいたします。

今年からスマホで源泉徴収票をカメラで撮影できるようになり、入力の手間が少なくなっています。マイナンバーカードと源泉徴収票を準備して、スマホから申告できます。



【あなたは村県民税の申告が必要ですか？】

☆下図のはい・いいえに答えて確認してみましょう☆

令和7年1月1日現在、国頭村に住所がありましたか？

いいえ

国頭村への村県民税の申告は不要です。
※令和7年1月1日に住所があった市町村へお問い合わせ下さい

↓ はい

令和6年1月1日～12月31日までに収入がありましたか？

いいえ

所得がない方も村県民税申告書の提出が必要です。申告当日に係員に申し出下さい。(誰かに扶養されていた、学生であった等。)

↓ はい

所得税の納付・還付のため、税務署へ確定申告をしますか？
給与収入が1カ所のみで、会社から国頭村へ給与支払報告書が提出されていますか？

はい

国頭村への村県民税申告書の提出は不要です。
※国税・確定申告についての【お問い合わせ先】
名護税務署 0980-52-2920

↓ いいえ

国頭村への村県民税申告書の提出が必要です。

申告期間中、役場でも確定申告を受け付けています。青色申告、住宅借入金控除を初めて受ける方等、申告内容によっては、税務署での申告をお願いする場合があります。